

基本条例第27条の規定により条例の進捗状況を次のとおり検証をします。

議会基本条例		実施状況	課題・その他
第1条	目的		
第2条	定義		
第3条	基本原則		
第4条	（議会の責務と活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・委員会の中継録画を検討した。	・次期に向けての課題とした。
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	・請願者の意向により紹介議員を募るための説明の機会を設けた。	
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	・岩倉市議会の定例会の召集時期を定める規則を改正し、前月に繰り上げて招集できるようになった。（実際に3月、9月定例会において前月から招集されている。）	
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	・一般質問においてプロジェクター&スクリーンを用いたり、資料を配布した。 ・そのプロジェクター使用時における、議事録、録画中継への反映を検討した。	・継続課題とした。
第5条	（議員の責務と活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員相互間の自由な討議を経て、次のことを行った。 ・庁舎駐車場ゲート設置に係る議案について閉会中の継続審査とし、6月定例会において否決したが、委員会として引き続き検討事項とした。 ・平成29年度一般会計予算の議案に対し、放課後子ども環境整備事業と旧学校給食センター取壊工事について附帯決議を付した。 ・通学路等への防犯カメラ設置の請願に対し、条例整備や関係者による検討会議の設置を求める附帯決議を付した。 ・国への意見書を提出した。（児童虐待防止・食品ロス・ホームドア・Wifi環境整備）	
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	—	
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	—	
第6条	（議員研修の充実強化）		
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・執行機関との共催で講演会を開催「町を元気にする処方箋」 講師：衛氏H29. 2. 13 ・伊賀市に行政視察（議会改革）H28. 10. 28 ・新学校給食センターにて説明映像の確認と給食の試食を実施 H29. 3. 15 ・他市議会からの視察（10市議会）に、可能な限り全議員で対応	・北名古屋市では議員研修に関する条例を制定している。
第7条	（議会図書室の充実）		
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	・書籍のデータ化を行い、議会事務局において検索可能とした。	・市民にもわかるようにHPに掲載することを課題とした。
第8条	（会派）		
1	議員は、会派を結成することができる。	—	
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	・4箇所（議会提案による中小企業振興条例・商業施設内の公共図書館 ・廃校施設の利活用・地方創生（農業振興・教育））を調査 他、研修（セミナー）に26回参加	
第9条	（政務活動費の執行及び公開）		
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年岩倉市条例第33号）を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	・平成28年度分より、ホームページにおいても領収書・報告書まで公開することとした。	・市議会だよりでも掲載していくことを課題とした

第10条	(市民参加及び市民との連携)		
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	・市議会ホームページをリニューアルし、情報公開度を高めた。	
2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	・公聴会・参考人招致の要綱を制定した。	
3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	・商工会からの陳情書を委員会及び本会議で一部採択した。 ・岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱と請願書及び陳情書の出し方について改正を検討した。 ・HPにおいて請願・陳情提出方法をわかりやすくし、Q&Aを掲載した。 ・請願、陳情に対する結果報告書を議論の経過等もわかるようなものに見直した。	
4	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	・ふれあいトークを地域に出向いて実施。(市民活動支援センター及び3行政区(北島町・大市場町・井上町)) ・議会報告会を2回実施した。 ・議会モニター制度の検討をした。	・継続課題とした。
第11条	(広報広聴機能の充実)		
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	・ホームページのリニューアルに伴い、管理者権限が与えられた。容量の制限はなくなり、削除、更新の編集は議会独自で行うこととなった。 ・ふれあいトークの記録書フォーマットを作成した。	
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう努めるものとする。	—	
第12条	(議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。		
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。	—	
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。	—	・反問権のあり方について検討課題とした。
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。	—	
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。	—	
第13条	(議会審議における論点情報の形成)		
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置	・公共施設再配置検討協議会を設置した。 ・厚生・文教常任委員会において、毎年9月定例会初日の本会議で「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告」を行うよう求めた。	
第14条	(予算及び決算における政策説明資料の作成)		
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。	—	
第15条	(資料の提出その他の協力)		
	議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	・人事案件における資料提出について検討した。	・継続課題とした。
第16条	(法第96条第2項の議決事件)		
	法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。	—	

第17条	(運営の原則)		
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	—	
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	・議会基本条例推進協議会では3つのチーム（広報・連携・検証）を編成し課題の検討を行った。	
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。	・岩倉市議会会議規則第54条（質疑の回数）について協議した。	
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	・議長から各常任委員会に対し、政策提言するよう諮問し、厚生・文教常任委員会から議長あてに政策提言（「健康(幸)都市宣言」）の答申があった。	
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	・岩倉市議会慣例集及び実例集の全体見直しを実施 ・議案等に対する個人情報保護の取扱いを執行機関と申し合わせた。 ・岩倉市議会委員会条例を改正した。（議長は常任委員会の委員にならないものとし、定数も変更した。）H28.5 ・岩倉市議会会議規則を改正した。（第122条関係の別表に「公共施設再配置検討協議会」を追加した。）H29.3 ・議長の複数年任期制及び立候補制について検討し、2年任期の方向性を決めた。立候補制については、これまでの推薦制と併用することにした。	
第18条	(議員定数)		
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。	—	
第19条	(議員報酬)		
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。	—	
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。	—	
第20条	(議長及び副議長)		
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。	・議長は常任委員会の委員にならないものとした。（岩倉市議会委員会条例の改正H28.5）（再掲） ・事務局職員の人事評価制度の研修に参加し評価を行った。	
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。	—	
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。	—	
第21条	(委員会の運営)		
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	・総務・産業建設常任委員会において、庁舎駐車場管理の議案について閉会中の継続審査とし、犬山市と一宮市の状況を調査した。 ・厚生・文教常任委員会において、執行機関とともに大府市を視察した。 ・厚生文教常任委員会において、「健康(幸)都市宣言」の政策提言を答申した。（再掲）	
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	・防犯カメラ設置の請願において連合審査会を設け、審査した。	
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	—	
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。	・総務・産業・建設常任委員会において、陳情1件について審査し、一部採択としたことを本会議で報告した。	
第22条	(代表質問及び一般質問)		
1	議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。	—	
2	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	—	

第23条	(議会事務局の機能)		
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。	・執行機関の要綱については、資料要求書を必要とせず、議員に対して議会事務局より配布することにした。	・要綱の一覧表があるとよい。
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	・伊賀市に行政視察（議会改革・事務局機能強化）H28.10.28 ・事務局職員配置において、新人職員の配置をしないことを市長と約束した。 ・現在の事務量を算出し、事務局機能強化と職員増加に向けて市長と懇談した。 ・定例会における議事録作成の反訳委託について、作成期間を短縮した。 ・議事録作成を円滑に行うため、パート職員配置の要請を行った。	
第24条	(災害対応)		
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。	—	
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	・9月議会において、豪雨のため、議事日程（一般質問）を途中で切り上げ、地域情報の把握に務めた。	
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	・2名の議員が防災士の資格を取得した。	
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。	—	
第25条	(議員の政治倫理)		
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。	—	
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。	—	
第26条	(他の条例等との関係)		
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。	—	
第27条	(検証及び見直し)		
1	議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・検証特別委員会を3月議会で設置し、4月まで検証を行った。 ・第三者機関による検証のあり方及びモニター制度等の評価を検討した。	・4月を検証時期とするかは検討課題とした ・継続課題とした。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。	—	
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	—	

○今後の課題について

- ・ 条例、規則などのチェック（第4条第3号関連）
- ・ 反問権の研究（第12条第2号関連）
- ・ 行政評価の取組みについて
- ・ 法制執務研修
- ・ 議会のBCP策定
- ・ 政務活動費の透明化（「後払い制度」及び「監査の第三者機関」）＝市民提案
- ・ 議会モニター制度の研究
- ・ 議会における映像配信システムの研究
- ・ 議会報告会のあり方（参加者対策など）について
- ・ 議会事務局の機能強化について
- ・ 議会図書室の図書データのHPへの掲載について
- ・ 人事案件における要求資料について
- ・ 市議会だよりにおける政務活動費の公開について
- ・ 議会事務局で対応できる執行機関の要綱の一覧表の整備
- ・ 検証時期（4月）について
- ・ 第三者機関による検証のあり方の研究